



憲法

01

次は、信教の自由についての記述であるが、誤りはどれか。



- (1) 憲法20条で保障されている信教の自由は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由をその内容としている。
- (2) 信仰の自由には、宗教を信仰する自由、信仰しない自由、信仰する宗教を選択する自由が含まれる。
- (3) 信仰の自由が保障されているとしても、教義のためであれば他人の生命・身体・財産を侵害してもやむを得ないと内心に抱いている場合は、公共の福祉による制約を受ける。
- (4) 宗教的行為の自由には、宗教的行為をしない自由、宗教的行為への参加を強制されない自由が含まれるため、公共の福祉による制約を受ける場合がある。
- (5) 宗教的結社の自由が保障されているとしても、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした宗教法人に対しては、解散命令が発せられる場合がある。



憲法

02

次は、財産権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法において、私有財産は制度として保障されており、個人が現に有する財産権が保障されている。
- (2) 財産権には、物権、債権、無体財産権、公法上の権利等、財産的価値のある権利が全て含まれる。
- (3) 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律で定められなければならない。
- (4) 財産権は、たとえ公共の福祉のためであっても、法律による個別的な委任がない場合には、条例によって規制することは許されない。
- (5) 銃刀法による銃砲刀剣類の所持に対する規制等は、公共の安全や社会の秩序維持のためにする財産権の制約である。



憲法

03

次は、衆議院の解散についての記述であるが、誤りはどれか。



- (1) 衆議院の解散は、任期満了前に全衆議院議員について、その議員としての地位を失わせることである。
- (2) 内閣は、衆議院において内閣不信任案が可決されたときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。
- (3) 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会が召集される。
- (4) 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となるが、国に緊急の必要があるときは、内閣は、参議院に緊急集会を要求することができる。
- (5) 内閣不信任案を議決した衆議院は、内閣が総辞職するに先立ち、衆議院自身による自律的解散を行うことができる。



憲法

04

次は、条約についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 条約は、文書による国家間の合意であり、国際法上の法源として、締結した国家を拘束する。
- (2) 条約を締結する権限は、外交関係を処理する内閣にあるが、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を得なければならない。
- (3) 条約の締結は、通常、内閣が任命する全権委員が条約文書に署名・調印し、内閣が批准することによって確定する。
- (4) 条約は、当該条約を締結した内閣の助言と承認により、天皇が国事行為として公布することにより、国内法としての効力を持つことになる。
- (5) 条約と我が国の憲法との形式的効力における優劣関係は、憲法が国際協調主義を採用していることを根拠として、条約が優位すると解されている。

憲法
01 信教の自由

- (1) 正しい。 信教とは、宗教を信じることであり、憲法20条1項前段には、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と規定されている。
- (2) 正しい。 国家は、特定の信仰を持つことを国民に強制することは許されず、国民に対して、どのような信仰を有するか告白を強制することも禁じられる。
- (3) 誤り。 信仰の自由は、内面的な精神活動にとどまることから、他者の人権との衝突といった問題は生じないため、公共の福祉によって制約されることはない。絶対的に保障される。
- (4) 正しい。 宗教的行為は、外部的行為であることから、公共の福祉による制約を受ける場合がある。例えば、宗教的行為であっても他人の生命・身体等に危害を及ぼす行為は許されない。
- (5) 正しい。 裁判所は、宗教法人について、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと等があると認めたときは、解散を命じることができる(宗教法人法81条、最決平8.1.30)。

憲法
02 財産権

- (1) 正しい。 憲法29条1項には、「財産権は、これを侵してはならない」と規定されている。この条項は、私有財産を制度として保障するとともに、個人が現に有する財産権を保障するという2つの側面を有している(最判昭62.4.22)。
- (2) 正しい。 財産権の種類等は多種多様であり、社会生活における安全の保障や秩序の維持等を図る必要から、財産権に対する規制は、種々の態様のものがあり得る。
- (3) 正しい。 憲法29条2項には、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定されており、財産権に対する制約は、本条項を根拠とすることになる。
- (4) 誤り。 条例は、地方議会という民主的な基盤によって制定されるものであり、実質的には法律と差異がないことから、法律による個別的な委任がない場合であっても、条例により財産権を制約できると解されている(最判昭38.6.26)。

- (5) 正しい。 財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるか否かは、規制の目的、必要性、内容、制限の程度等を比較考量して判断することになる(最判平14.2.13)。

憲法
03 衆議院の解散

- (1) 正しい。 衆議院議員の任期は、4年とされている(憲法45条)。衆議院の解散は、天皇の国事行為であるが、実質的な解散の決定権は、助言と承認を行う内閣にある(憲法7条3号)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(憲法69条)。議院内閣制の下、内閣の成立と存続が国会、特に衆議院の信任の上に成り立っている以上、衆議院が内閣を信任しない事態となった場合には、内閣は総辞職しなければならないことになる。これに対して内閣は、そのような決議をした衆議院が、そもそも民意をきちんと反映しているか否かを問うため、衆議院を解散することができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(憲法54条1項)。この場合に召集される国会が「特別会」である。この特別会の召集があったときは、内閣は、総辞職しなければならない(憲法70条)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(憲法54条2項)。憲法は、両院制を採用しており、衆議院と参議院とが同時に国会として活動することから、衆議院が解散された以上、参議院も閉会となる(両議院同時活動の原則)。
- (5) 誤り。 衆議院自身による自律的解散を許すと、多数決によって解散に反対の少数議員の身分を剥奪することとなり、多数派の独裁支配につながる危険性があるため、許されない。

憲法
04 条約

- (1) 正しい。 「条約」という名称を付されたものだけでなく、協定、協約、議定書、宣言、憲章等と名称を付されたものも条約に含まれる。
- (2) 正しい。 条約を締結することは、内閣の職務権限である(憲法73条3号)。条約の内容を確定する権限は内閣にのみあるため、国会が条約を修正することはできない。なお、国会の承認には衆議院の優越が認められているが(憲法61条)、平成20年



4

勾留中の被疑者甲を警察車両にて単独護送中、当該車両が赤信号で停車していた際、後方からトラックに追突される交通事故が発生した。甲は、事故に乗じて警戒の際を突き、逃走を図ったが、事故から約2分後、200メートルほど離れた場所で追跡した護送員により確保された。この場合における甲の刑責について述べなさい。

逃走被疑者の刑責

- 答案構成**
- 1 結論
 - 2 逃走の罪
 - 3 単純逃走罪
 - 4 加重逃走罪
 - 5 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲は、単純逃走未遂罪の刑責を負う。

2 逃走の罪

逃走の罪は、国家の拘禁作用を保護法益とする犯罪である。逃走の罪には、拘禁されている者が自ら逃走する類型と、他の者が拘禁されている者を逃走させる類型がある。単純逃走罪と加重逃走罪はいずれも、自ら逃走する類型に分類される。

3 単純逃走罪

(1) 主体

単純逃走罪(刑法97条¹)の主体は、「法令により拘禁された者」である。

(2) 行為

逃走することである。逃走とは、拘禁状態から離脱することをいう。

(3) 着手

着手時期は、逃走行為を開始したときである(仙台高判昭24.9.24²)。

(4) 既遂

看守者の実力的支配を脱した時点で既遂となる。施設外へ逃走したが、看守者が直ちに追跡し、途中、1、2度姿を見失ったとしても、通行人等の指示により、間もなく600メートル離れた場所で逮捕した場合は、いまだ看守者の実力的支配を完全に脱出したとはいえないから未遂であるとされている(福岡高判昭29.1.12³)。

4 加重逃走罪

(1) 意義

加重逃走罪(刑法98条⁴)は、単純逃走罪の加重類型であり、行為態様が悪質であることから、重く処罰するものである。

(2) 主体

単純逃走罪と同じく「法令により拘禁された者」である。

(3) 行為・手段

① 拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、② 暴行若しくは脅迫をし、③ 2人以上通謀して、逃走することである。

(4) 着手

着手時期は、前記4(3)の①・②を開始したとき(最判昭54.12.25⁵)、及び③により、2人以上の者が現実には逃走行為を開始したとき(佐賀地判昭35.6.27⁶)、である。

(5) 既遂

単純逃走罪と同様に、看守者の実力的支配を脱した時点で既遂となる。

5 設問に対する検討

設問における甲は、「勾留中の被疑者」であり、「法令により拘禁された者」に当たることから、加重逃走及び単純逃走のいずれの主体にもなり得る。しかし、逃走に際して、加重逃走罪の要件である「拘束のための器具の損壊」や、護送員に対する「暴行若しくは脅迫」は認められない。また、護送員の追跡により、約2分後に200メートルほど離れた場所で確保されていることから、護送員の実力的支配を脱しているとは認め難く、既遂には至っていない。したがって、本設問において、甲は、単純逃走罪の未遂罪(刑法102条⁶)の刑責を負う。